

# 海外へお引越しされる方へ…

## 海外転出(予定)日に、住民登録は抹消されます。

- 海外転出(予定)日になると、住民票(除票)に海外へ転出した旨が記載されます。それ以前に海外転出の手続きをした証明書が必要な場合は、海外転出の内容が記載された記載事項証明書を発行することができます。

日本に帰国し、住民登録する際は、次のものがが必要です。

### ○転入される方全員のパスポート

※日本に入国の際、自動化ゲートを利用した場合は、帰国日が確認できる資料もお持ちください。(搭乗券・空港から利用したバスの乗車券など)

### ○戸籍謄本・戸籍の附票

(本籍地以外の市区町村に住民登録する場合のみ)

### ○在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人の方)

### ○通知カードまたはマイナンバーカード

### ○印鑑

### ○海外転出前の除住民票

(転出前の住民票に旧氏を記載していた方で、再記載したい方)

—メモ欄—

- 日本に帰国し、新しい住所に住み始めたら、14日以内に転入の手続きをしてください。14日を過ぎても、転入のお手続きはできますが、正当な理由なく手続きが遅れると、50,000円以下の過料の対象となる場合があります。なお、一時帰国の場合は、住民登録はできません。
- 転出の手続きが済んだ後でもこれから出国する方は、転出予定日の前日まで、住民票や印鑑証明書(登録カードをお持ちの場合)の発行ができます。

### <お問合せ先>

町田市役所代表電話(受付時間:午前7時~午後7時)

TEL 042-722-3111 FAX 042-724-5600

mail 5656@machida.call-center.jp

詳しい内容は、担当課へおたずねください。

町田市でのお手続き	
通知カード (市民課)	通知カードの返納手続きをしてください。
マイナンバーカード (市民課)	マイナンバーカードの返納手続きをしてください。
住民基本台帳カード (市民課)	住民基本台帳カードを返納してください。
印鑑登録 (市民課)	転出(予定)日をもって自動的に廃止になります。印鑑登録証(カード)は、お返しいただくか、破棄してください。
国民健康保険 (保険年金課)	保険証及びその他各種医療証は、お返しく下さい。国保税については、後日通知書(更正)が送付されますので、送付先等をご連絡ください。 ▶042-724-2124
国民年金 (保険年金課)	国民年金をやめることとなりますが、任意加入することもできます。希望する場合は、加入手続きをしてください。▶042-724-2127
後期高齢者医療 (保険年金課)	後期高齢者医療証をお返しく下さい。保険料については、後日通知書(更正)が送付されますので、送付先をご連絡ください。▶042-724-2144
児童手当 (子ども総務課)	届出をしてください。保護者のみ、お子さまのみの転出でも手続きが必要です。転出月分まで児童手当が支給されますので、振込先口座を残しておいてください。 ▶042-724-2139
医療費助成 (子ども総務課)	届出をしてください。保護者のみ、お子さまのみの転出でも手続きが必要です。医療証をお返しく下さい。
公立小中学校 (学務課)	受け入れ先の学校によって、必要な証明が異なります。事前に受け入れ先の学校に確認の上、今まで在学していた学校から書類をお受け取りください。 ▶042-724-2176
固定資産税 (資産税課)	1月1日現在、不動産登記簿等に所有者として登録のある方は納税管理人申告書等の提出が必要な場合がありますので、事前にご確認下さい。 ▶042-724-2530
市・都民税 (市民税課)	以下の方は納税管理人申告書等の提出が必要な場合がありますので、事前にご確認下さい。▶042-724-2115 ①市・都民税の納税義務がある方 ②1月1日に町田市に住民登録がある方で、市・都民税の納税義務が生じる予定の方
軽自動車税 (市民税課)	4月1日現在にバイクや軽自動車等を所有している方に課税されます。転出される方は、送付先等を必ずご連絡ください。▶042-724-2113
市税納付(納税課)	市税に未納・滞納があるか確認をお願いします。▶042-724-2122
選挙 (選挙管理委員会)	外国にいても「在外選挙制度」で国政選挙の投票ができます。詳細は、選挙管理委員会または在外公館(大使館や総領事館)までお問い合わせください。 ▶042-724-2168
電気	ご契約の電力会社にお問い合わせください。
水道	使用中止の手続きをしてください。 ▶水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100)
ガス	ご契約のガス会社にお問い合わせください。